

# 川西薩地区任意合併協議会

第一部 設 立 総 会

第二部 第1回任意合併協議会

資 料

日時 平成14年10月7日(月) 午後1時30分から  
場所 川内市 太陽パレス

## 会 次 第

日時	平成14年10月7日(月)
	午後1時30分から
場所	太陽パレス(川内市)

### 第一部 川西薩地区任意合併協議会設立総会

- 1 開会
- 2 設立準備会会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 仮議長の選出
- 5 議事  
議案第1号 川西薩地区任意合併協議会の設立について  
議案第2号 川西薩地区任意合併協議会規約(案)について  
議案第3号 川西薩地区任意合併協議会役員を選出について
- 6 協議事項  
(1) 監査委員の選任について  
(2) 川西薩地区任意合併協議会会議運営規程(案)について
- 7 閉会

### 第二部 第1回川西薩地区任意合併協議会

- 1 開会
- 2 会長・副会長あいさつ
- 3 委員・専門部会長・事務局紹介
- 4 委員代表者・顧問委嘱状の交付
- 5 議事  
議案第1号 平成14年度事業計画(案)について  
議案第2号 平成14年度予算(案)について
- 6 協議事項  
(1) 合併重点支援地域の指定について  
(2) 事務事業現況調査実施要領(案)について  
(3) 電算・情報システム現況調査事業実施要領(案)について  
(4) 新市将来構想住民アンケート調査実施要領(案)について  
(5) 新市まちづくり計画策定準備調査実施要領(案)について  
(6) 広報広聴事業について  
(7) 合併スケジュールについて
- 7 提案事項  
提案第1号 任意合併協議会における申し合わせ事項について  
提案第2号 合併の方式について  
提案第3号 合併の期日について  
提案第4号 新市の名称の決定方法について  
提案第5号 新市の事務所の位置について
- 8 その他  
次回協議会の開催について
- 9 閉会

# 第一部 設 立 総 会

## 議案第1号

### 川西薩地区任意合併協議会の設立について

平成14年8月16日、任意合併協議会への参加を希望する川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村（2市3町4村）の市町村長が参集し、10月初旬に任意合併協議会を設立することを申し合わせ、同日付けで任意合併協議会設立準備会を設置した。

設立準備会では、合併担当部課長会、助役会等の会議を重ね、任意合併協議会の名称、設立時期、委員構成、組織体制、規約、予算等の設立に関する基本的事項について調整を進めてきた。

このような中、9月10日、祁答院町長から任意合併協議会設立準備会会長へ協議会準備会への参加の申入れがあり、9月30日、2市3町4村の市町村長並びに議長が参集した懇談会において協議の結果、祁答院町の加入が認められた。

任意合併協議会設立準備会事務局においては、2市3町4村で調整してきた内容を祁答院町が加わった2市4町4村に修正し、設立準備が整ったことから、ここに川西薩地区任意合併協議会を設立する。

平成14年10月7日提出

川西薩地区任意合併協議会設立準備会

会 長 川内市長 森 卓朗

副会長 串木野市長 富永 茂穂

副会長 樋脇町長 黒瀬 一郎

(参考) 川西薩地区任意合併協議会設置までの経緯

年月日	事項	内容
平成13年 2月13日	「市町村合併に関する情報交換会」開催(第1回)	2市8町4村会議(助役、主管部・課長)
5月16日	「市町村合併に関する情報交換会」開催(第2回)	
11月22日	「市町村合併に関する情報交換会」開催(第3回)	
平成14年 3月26日	2市4町4村首長会議	課長級職員で構成する「合併問題勉強会」、課長補佐級以下、係長・担当職員による「調整班」を設置。 ※川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、市来町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村
4月11日	勉強会(第1回)会議	比較データについて H13年度調査結果報告
4月17日	調整班(第1回)会議	行政データ比較資料について
4月25日	勉強会(第2回)会議	地域の将来像について 行政データ比較資料について
5月9日	調整班(第2回)会議	
5月16日	勉強会(第3回)会議	
5月21日	調整班(第3回)会議	
5月28日	調整班(第4回)会議	
6月4日	勉強会(第4回)会議	合併問題勉強会中間報告
6月27日	調整班(第5回)会議	先進事例からみた合併協議の進め方について
7月4日	勉強会(第5回)会議	
7月18日	勉強会(第6回)会議	
7月25日	調整班(第6回)会議	
7月29日	勉強会(第7回)会議	合併問題勉強会最終報告
8月16日	(仮称)川西薩地区 任意合併協議会設立準備 会発足	川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村(2市3町4村)で構成
8月29日	準備担当課長合同会議	任意合併協議会での作業内容等 (人事・企画財政・電算・合併担当課長)
9月6日	準備合併担当部課長会	設立総会・第1回任意合併協議会に向けて
9月10日	祁答院町長から協議会準備会への参加申入れ	任意合併協議会設立準備会会長へ文書での申入れ
9月26日	準備助役会	設立総会・第1回任意合併協議会に向けて
9月30日	首長・議長懇談会	祁答院町の任意合併協議会準備会への参加について他

議案第 2 号

川西薩地区任意合併協議会規約（案）について

川西薩地区任意合併協議会規約について別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 1 0 月 7 日提出

川西薩地区任意合併協議会設立準備会  
会 長 川内市長 森 卓朗  
副会長 串木野市長 富永 茂穂  
副会長 樋脇町長 黒瀬 一郎

## 川西薩地区任意合併協議会規約（案）

（設置）

第1条 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）は、合併の基本的な問題等について協議するため、川西薩地区任意合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 この協議会は、次に掲げる事項について協議又は調整をする。

- (1) 合併問題にかかわる調査研究に関する事項
- (2) 新市まちづくり計画の策定方針に関する事項
- (3) 法定合併協議会設置に関する事項
- (4) 合併に関する基本的事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 関係市町村の首長及び助役（川内市にあつては、総務部の事務を所管する助役をいう。）。ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名したもの1名
- (2) 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名

2 協議会の顧問として、別表の職にある者をもって充てる。

（役員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 3名
- 2 会長は委員の互選、副会長は会長以外の委員の中から互選により選出する。

（役員職務）

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名したものがその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長を務める。
- 4 会議の議事その他会議運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（関係職員等の出席）

第7条 会長は、必要に応じて関係市町村の関係職員又は県職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(市町村長調整会)

第8条 会議に付議する事項のうち会長が必要と認める事項その他の事項を協議又は調整するため、協議会に係る市町村の長で構成する市町村長調整会を置く。

2 市町村長調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第9条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第2条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、会長の属する市町村に置く。

3 事務局の事務に従事する職員は、関係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費は、原則として均等に負担するものとするが、必要に応じて世帯割によることができる。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第12条 協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとする。この場合において、監査委員は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

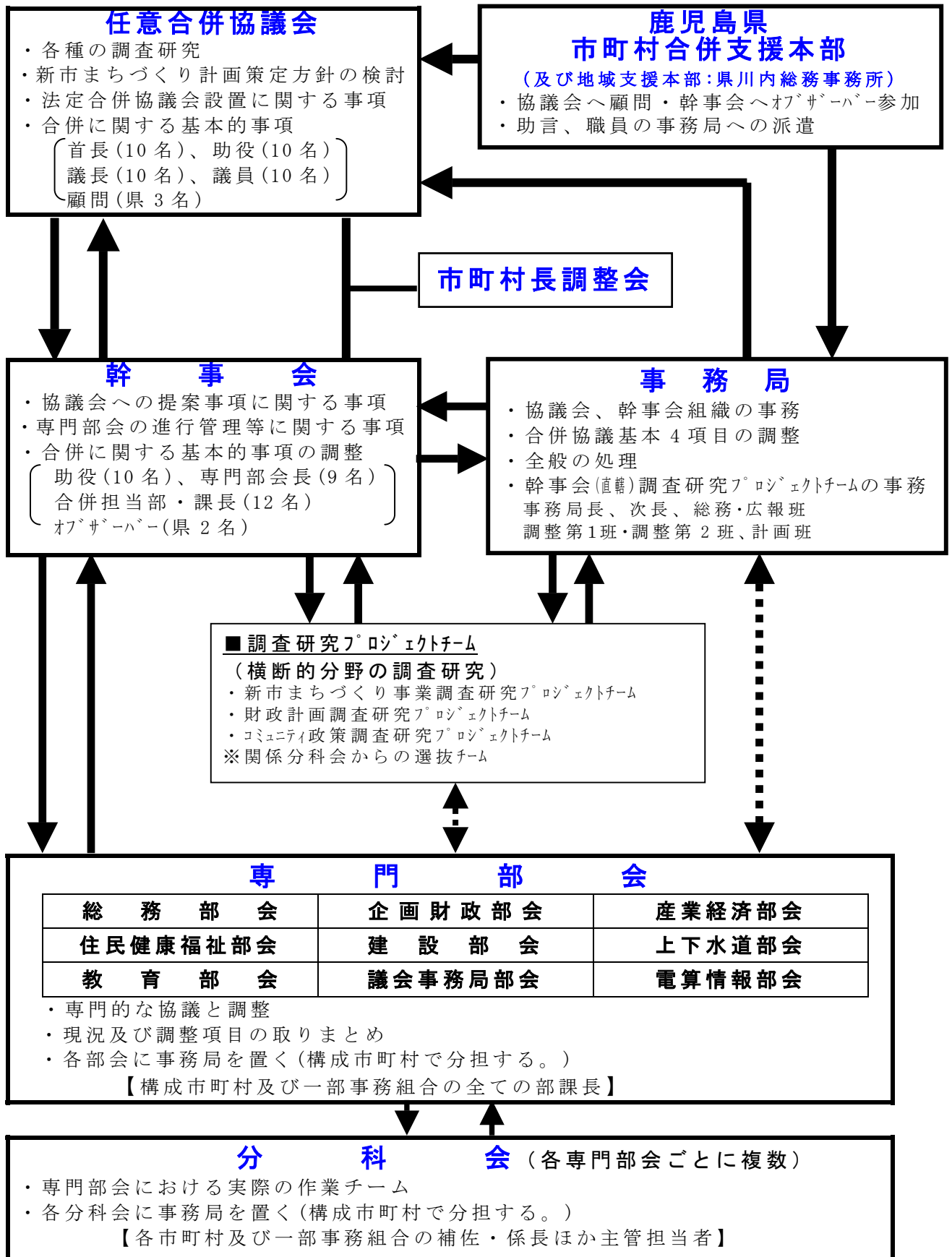
この規約は、平成14年10月7日から施行する。

別表 (第3条関係)

県総務部地方課長、県総務部地方課市町村合併推進室長及び県川内総務事務所長
--------------------------------------



# 川西薩地区任意合併協議会組織図（案）



## 議案第3号

### 川西薩地区任意合併協議会役員の選出について

川西薩地区任意合併協議会役員を下記のとおり定める。

役員名	職名	氏名
会長	川内市長	森 卓朗
副会長	串木野市長	富永 茂穂
副会長	樋脇町長	黒瀬 一郎
副会長	川内市議会議長	原口 博文

平成14年10月7日提出

川西薩地区任意合併協議会設立準備会

会長 川内市長 森 卓朗

副会長 串木野市長 富永 茂穂

副会長 樋脇町長 黒瀬 一郎

#### 提案理由

川西薩地区任意合併協議会規約第4条の規定により役員を選出する必要がある。

(参考：川西薩地区任意合併協議会規約)

第4条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名

2 会長は委員の互選、副会長は会長以外の委員の中から互選により選出する。

## 協議事項

### (1) 川西薩地区任意合併協議会監査委員の選任について

川西薩地区任意合併協議会規約第12条により会長が選任し、委嘱する監査委員について下記のとおり協議する。

氏名	所属市町村名	役職等
里平 盛人	入来町	代表監査委員
中村 昌弘	東郷町	代表監査委員

(参考：川西薩地区任意合併協議会規約)

第12条 協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとする。

・・・略・・・

(2) 川西薩地区任意合併協議会会議運営規程(案)について

川西薩地区任意合併協議会規約第6条第4項により会長が定める会議運営規程について別紙のとおり協議する。

(参考：川西薩地区任意合併協議会規約)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長を務める。
- 4 会議の議事その他会議運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 川西薩地区任意合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、川西薩地区任意合併協議会規約第6条第4項の規定に基づき、川西薩地区任意合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開する。

2 会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

（会議の定例開催）

第3条 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第2木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

（会議の開閉等）

第4条 会議の開閉は、会長（以下「議長」という。）が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は助言を聞くことができる。この場合において、監査委員以外の者に対する謝金及び旅費は、会長の属する市町村の例によるものとする。

（表決）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者の挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

（事前提案の原則）

第6条 協議事項については、原則として質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

（会議録の調製等）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席者及び欠席者の氏名
  - (3) 会議事項
  - (4) 会議経過（議事の要旨）
  - (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを保管しておくものとする。
- 4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料(以下「会議録等」という。)は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

3 会議録等の公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 会議が公開されるときは、傍聴人に当該会議の会議資料を提供するものとする。この場合において、図面、地図、写真、報告書等の会議資料の提供については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することによることができる。

(傍聴人の定員)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、30人とする。ただし、会場の都合により、議長は、定員の数を増減することができる。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(別記第1号様式)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより、一般傍聴人を決するものとする。

(傍聴証の返還)

第12条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨の表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき議長の許可を受けた者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者  
(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議での発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章（報道関係者である旨の表示する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第15条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第16条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(規律)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月7日から施行する。

別記

第1号様式（第11条関係）

年 月 日

傍 聴 届

（仮称）川西薩地区任意合併協議会会議運営規程第11条第1項の規定により  
下記のとおり届けます。

記

住 所	
氏 名	
備 考	

第2号様式（第11条関係）

傍 聴 証
第 号
（仮称）川西薩地区任意合併協議会



## 第二部 第 1 回 任意 合併 協議 会

川西薩地区任意合併協議会名簿

1 協議会委員

区 分	職 名	氏 名	備 考
川 内 市	市 長	森 卓朗	
	助 役	岩切 秀雄	
	議 長	原口 博文	
	市町村合併対策特別委員会委員長	今別府 哲矢	
串木野市	市 長	富永 茂穂	
	助 役	上酔尾 巧	
	議 長	福田 清宏	
	副議長	下迫田 良信	
樋 脇 町	町 長	黒瀬 一郎	
	助 役	宮脇 秀隆	
	議 長	野久尾正徳	
	副議長	帯田 博美	
入 来 町	町 長	福元 忠一	
	助 役	石塚 政揮	
	議 長	山本 佐敏	
	副議長	上野 一誠	
東 郷 町	町長職務代理者	寺師 勉	
	助 役	寺師 勉	
	議 長	渡辺 一徹	
	副議長	北迫 茂	
祁答院町	町 長	今村 松男	
	助 役	平田 陽一	
	議 長	瀬尾 和敬	
	副議長	肥後 耕作	
里 村	村 長	塩田 至	
	助 役	鷺山 和平	
	議 長	岸 悍	
	副議長	平嶺 道夫	
上 甌 村	村 長	藏元 欽一郎	
	助 役	長濱 秀徳	
	議 長	村尾 幸生	
	副議長	大良 影夫	
下 甌 村	村 長	小倉 義富	
	助 役	春田 正親	
	議 長	江口 是彦	
	副議長	町 弘道	
鹿 島 村	村 長	尾崎 嗣徳	
	助 役	中野 捷	
	議 長	塩釜 三郎	
	議 員	橋野 利邦	

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	高山 大作	
	総務部地方課 市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

3 幹事会幹事

区 分		職 名	氏 名	備 考
助 役		川内市助役	岩切 秀雄	
		串木野市助役	上酔尾 巧	
		樋脇町助役	宮脇 秀隆	
		入来町助役	石塚 政揮	
		東郷町助役	寺師 勉	
		祁答院町助役	平田 陽一	
		里 村助役	鷺山 和平	
		上甌村助役	長浜 秀徳	
		下甌村助役	春田 正親	
		鹿島村助役	中野 捷	
	専門部会長	総務部会長	串木野市総務企画部長	富吉 光義
企画財政部会長		川内市企画経済部長	平 敏孝	
産業経済部会長		東郷町経済課長	徳田 恭二	
住民健康福祉部会長		串木野市市民福祉部長	山下二直男	
建設部会長		川内市建設部長	新 武博	
上下水道部会長		串木野市建設部長	田中 勇造	
教育部会長		入来町教委総務課長	本田 憲證	
議会事務局部会長		樋脇町議会事務局長	岩下 満志	
電算情報部会長		川内市企画経済部 情報推進課長	村尾 光政	
合併担当部課長		川内市企画経済部長	平 敏孝	
		川内市企画課長	上赤 勉	
		串木野市総務企画部長	富吉 光義	
		串木野市企画財政課長	福永 勝文	
		樋脇町総務課長	福留 久根	
		入来町総務課長	水流 信雄	
		東郷町総務課長	手島 博文	
		祁答院町総務課長	鬼塚 秀範	
		里 村総務課長	平嶺 休丸	
		上甌村企画課長	森尾 康彦	
		下甌村総務課長	西手 正孝	
		鹿島村総務課長	梶原 五郎	

4 幹事会オブザーバー

鹿児島県	総務部地方課 市町村合併推進室主幹	中野 志郎	
	川内総務事務所次長	上藪 辰郎	

5 事務局

事務局職名		氏名	市町村名	所属市町村等の職名
事務局長		田中 良二	川内市	企画経済部市町村合併対策課長
事務局次長		南竹 一敏	串木野市	総務企画部総務課付
事務局次長		川野 眞司	川内市	企画経済部市町村合併対策課 市町村合併対策係長
総務 広報 班	班長	森園 一春	入来町	総務課付
	班員	村岡 斎哲	里 村	総務課合併対策係長
	班員	井手上和洋	祁答院町	総務課合併推進係長
	班員	橋口 堅	川内市	企画経済部市町村合併対策課主査
調整 第一 班	班長	棚町 健治	串木野市	総務企画部総務課付
	班員	上須田敏秋	鹿島村	総務課参事兼市町村合併担当
	班員	平 利朗	樋脇町	総務課市町村合併対策室 市町村合併対策係長
調整 第二 班	班長	奥平 幸己	東郷町	総務課合併対策室合併対策係長
	班員	大毛 昭徳	下甑村	総務課市町村合併担当
	班員	田代 健一	川内市	企画経済部市町村合併対策課主査
計 画 班	班長	古川 英利	川内市	企画経済部市町村合併対策課主査
	班員	江口 洋	上甑村	企画課企画係兼市町村合併担当主査
	班員	久徳 和久	串木野市	総務企画部総務課付

議案第 1 号

川西薩地区任意合併協議会平成 1 4 年度事業計画（案）について

川西薩地区任意合併協議会平成 1 4 年度事業計画を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 1 0 月 7 日提出

川西薩地区任意合併協議会 会長

川西薩地区任意合併協議会 平成14年度事業計画（案）

時期	協議会会議	その他の業務
10月	<p><b>第1回会議（10/7）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任意合併協議会設立</li> <li>・規約の承認</li> <li>・役員選出</li> <li>・監査委員の選任について事前協議</li> <li>・会議運営規程について事前協議</li> <li>・事業計画（案）予算（案）</li> <li>・合併重点支援地域指定</li> <li>・事務事業現況調査実施要領案</li> <li>・電算・情報システム現況調査事業実施要領案</li> <li>・住民意向調査事業実施要領案</li> <li>・合併スケジュール</li> <li>・任意合併協議会における申し合わせ事項案の提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各専門部会・分科会の発足</li> <li>・事務事業現況調査の着手</li> <li>・電算・情報システム現況調査の着手</li> <li>・新市将来構想住民アンケート調査の着手</li> <li>・まちづくりに関する基礎的データ調査分析の着手</li> <li>・関係市町村プロジェクト事業・政策の調査の着手</li> <li>・県プロジェクト事業・政策調査の着手</li> <li>・任意協議会「申し合わせ事項」案の検討</li> <li>・「協議会だより」第1号発行</li> <li>・ホームページ開設</li> </ul>
11月	<p><b>第2回会議（11/8予定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各規定の報告 幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規定、会議録等閲覧に関する要綱等</li> <li>・任意合併協議会における申し合わせ事項案の承認</li> <li>・事務事業一元化協議方針案の提案</li> <li>・新市まちづくり計画の策定方針案の提案</li> <li>・法定合併協議会の設置に関する規約（案）及び予算（案）等の提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業現況調査、電算・情報システム現況調査の取りまとめ</li> <li>・事務事業一元化協議方針案の検討</li> <li>・法定協議会設置規約・予算案等の検討</li> <li>・新市将来構想住民アンケート調査の取りまとめ</li> <li>・新市まちづくり計画策定方針検討</li> <li>・個別計画現況調査</li> <li>・合併講演会の開催</li> <li>・施設等視察研修</li> <li>・「協議会だより」第2号発行</li> </ul>
	<p><b>第3回会議（11/18予定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業一元化協議方針案の承認</li> <li>・新市まちづくり計画の策定方針案の承認</li> <li>・法定合併協議会の設置に関する規約（案）及び予算（案）等の承認</li> </ul>	
12月	<p><b>第4回会議（12/25予定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告</li> <li>・行政現況調査事業、電算・情報システム現況調査事業、住民意向調査事業の結果報告</li> <li>・決算</li> <li>・任意協議会解散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務事業現況調査の報告</li> <li>・電算・情報システム現況調査の報告</li> <li>・新市将来構想住民アンケート調査の報告</li> <li>・法定合併協議会設置準備</li> <li>・「協議会だより」第3号発行</li> </ul>

## 議案第 2 号

川西薩地区任意合併協議会平成 1 4 年度歳入歳出予算（案）について

川西薩地区任意合併協議会平成 1 4 年度歳入歳出予算を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 1 0 月 7 日提出

川西薩地区任意合併協議会 会長

歳入の部

(単位：千円)

科目		予算額	節		説明
款	項		区分	金額	
1	負担金	32,990			
	1 負担金	32,990			
	1 負担金	32,990	1 構成市町村負担金	32,990	内訳は下表参照
2	繰越金	0			
	1 繰越金	0			
	1 繰越金	0			
3	諸収入	0		0	
	1 諸収入	0			
	1 預金利子	0			
	2 諸収入	0			
	計	32,990		32,990	

構成市町村負担金の算出根拠

(単位：円)

市町村	世帯数	割合	負担金			備考
			世帯割分	均等割分	総額	
川内市	28,619	55.2%	4,363,000	2,509,000	6,872,000	
串木野市	10,138	19.6%	1,545,000	2,509,000	4,054,000	
樋脇町	3,087	6.0%	471,000	2,509,000	2,980,000	
入来町	2,491	4.8%	380,000	2,509,000	2,889,000	
東郷町	2,324	4.5%	354,000	2,509,000	2,863,000	
祁答院町	1,772	3.4%	270,000	2,509,000	2,779,000	
里村	623	1.2%	95,000	2,509,000	2,604,000	
上甌村	974	1.9%	149,000	2,509,000	2,658,000	
下甌村	1,346	2.6%	205,000	2,509,000	2,714,000	
鹿島村	447	0.9%	68,000	2,509,000	2,577,000	
計	51,821	100.0%	※7,900,000	25,090,000	32,990,000	

※世帯割分：新市将来構想に係る住民アンケート調査及び協議会だより発行の事業費相当額



歳出の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	運営費		4,607			
	1	会議運営費	2,015			
		1 協議会会議費	1,967	需用費	189	会議時お茶代
				委託料	1,000	会議録作成委託
				使用料及び賃借料	778	会場使用料他
		2 幹事会会議費	48	需用費	48	会議時お茶代
	2	事務局費	2,592			
		1 事務局運営費	2,592	報酬	10	監査委員報酬
				共済費	10	臨時職員労災保険料
				賃金	794	臨時職員
				旅費	189	事務打合せ旅費
				需用費	610	消耗品等
				役務費	220	通信運搬費
				使用料及び賃借料	759	フロッピー・OA機器賃借料
2	事業費		28,283			
	1	まちづくり計画費	10,223			
		1 まちづくり計画策定事業費	10,223	報償費	3	視察先お礼
				旅費	620	計画策定研修等旅費
				需用費	1,600	報告書印刷
				役務費	1,500	通信運搬費
				委託料	6,500	新市将来構想住民アンケート調査業務委託
	2	事務事業調整費	12,520			
		1 事務事業調整事業費	12,520	報償費	6	視察先お礼
				旅費	774	事務一元化研修等旅費
				需用費	1,050	報告書印刷
				委託料	10,690	事務事業現況調査委託 電算情報システム現況調査委託
	3	広報広聴費	5,540			
		1 広報広聴事業費	5,540	委託料	5,400	ホームページ開設運用委託 合併講演会実施業務 協議会だより作成委託
				使用料及び賃借料	140	講演会会場使用料
3	予備費		100			
	1	予備費	100			
		1 予備費	100	予備費	100	
		計	32,990		32,990	

## 協議事項

### (1) 合併重点支援地域の指定について

『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組（指針）のポイントより抜粋（平成13年3月19日総務省）

#### ① 合併重点支援地域の指定及び支援

ア 都道府県が、以下に例示するような地域の中から少なくとも数箇所を、あらかじめ関係市町村の意見を聴き、合併重点支援地域に指定。（合併の気運や熟度に応じて準次追加）

(ア) 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域
(イ) 合併協議会又は市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「市町村合併特例法」という。）に基づかない任意の協議会等が設置されている地域
(ウ) 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域
(エ) その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域

イ 進捗状況に応じ、逐次合併協議会の設置、合併の具体的な議論の深化  
ウ 市町村合併支援本部を活用した支援策の強化

#### ② 合併重点支援地域についての支援策

	合併協議会設置前	合併協議会設置後
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発事業の重点的实施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム・講演会の開催</li> <li>・民間団体と連携した住民理解促進のための啓発事業</li> <li>・有識者の派遣事業 など</li> </ul> </li> <li>○ 支援策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村合併支援道路整備整備事業・廃棄物処理施設整備事業 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合併協議会運営経費等に対する合併準備補助金の交付</li> <li>○合併準備経費・合併移行経費に対する特別交付税措置などの地方財政措置</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発事業の重点的实施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム・講演会の開催</li> <li>・住民意向調査の協力実施</li> <li>・民間団体と連携した住民理解促進のための啓発事業</li> <li>・有識者の派遣事業 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合併協議会において継続的な検討が行われるようにするための配慮                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併法定協議会運営「マニュアル」等に基づく助言</li> <li>・協議不調時の調整</li> <li>・合併協定項目に関する調整</li> <li>・市町村建設計画の策定における助言 など</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政支援（3事業）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協議会運営費等補助金・合併特例交付金・市町村振興資金</li> </ul> </li> <li>○ 人的支援（4事業）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村合併地域支援本部の設置・合併協議会等への人的支援・合併市町村への人的支援・市制施行に向けた助言等</li> </ul> </li> <li>○ 事業支援（30項目 59事業（国：77事業））                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村建設計画に位置付けられた広域的・一体的なまちづくりの推進等に必要となる各種施策のうち<u>県事業</u>で対応可能な事業について、予算の範囲内において優先採択・重点支援等を行う。                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>快適な暮らしを支える社会基盤の整備・・・道路の整備等</li> <li>豊かな生活環境の創造・・・廃棄物処理施設の整備・下水道整備等</li> <li>生涯にわたる保健・医療・福祉の充実・・・国保事業の安定的な運営</li> <li>次世代を担う教育の充実・・・教職員定数に対する激減緩和措置等</li> <li>新世紀に適応した産業の振興・・・農林水産業の振興等</li> <li>連携・交流による開かれたまちづくり・・・農村振興総合整備事業等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	

## (2) 事務事業現況調査実施要領(案)について

1 名称 事務事業現況調査

2 作業内容 約4,000項目の事務事業について、現況のとりまとめを行う。

3 調査内容 事務事業の内容、根拠条例・法律等、事業費・財源内訳・職員事務量等

### 4 作業工程

(1) 事務事業一覧表の作成(10月11日～18日)

(2) 事務事業現況調書(2次調査)の入力(11月上旬～11月末)

### 5 作業方法

(1) 事務事業一覧表の作成

・協議会事務局が、作成する標準的な事務事業一覧表を市町村合併担当課に配付、合併担当課は、市町村各専門部会に一覧表の確認・修正を指示する。

・市町村専門部会は、確認・修正後、市町村合併担当課に提出、合併担当課は、各専門部会の回答を調整・集約し、協議会事務局へ提出する。

(2) 事務事業現況調書(2次調査)の入力

・協議会事務局が、事務事業一覧表に基づき作成した「事務事業現況調書」を協議会各専門部会にフロッピーで配付、協議会各専門部会は、各市町村専門部会に入力を依頼する。

・各市町村専門部会は、分科会にデータ入力を指示する。

・分科会により、入力されたデータは、各市町村専門部会がとりまとめ、協議会各専門部会へ提出する。

・協議会各専門部会は、データのとりまとめを行い、協議会事務局へ提出する。

### 6 推進体制

(1) 協議会の推進体制

① 協議会事務局調整班

全体の進行管理、専門部会及び各市町村の合併担当課への指示・連絡調整、質問対応など

② 協議会専門部会事務局

協議会の専門部会の庶務、進行管理、専門部会員との連絡調整

(2) 各市町村の推進体制

① 合併担当課

各市町村内の総括的進行管理、各市町村内の専門部会事務局担当者への指示・連絡調整、質問対応など

② 各市町村の専門部会事務局(担当補佐等)

各市町村内の専門部会の進行管理、分科会との連絡調整、質問対応など

- 7 資 料
- ・ 基礎資料 例規類集、予算・決算書、事務分掌規則、文書目録  
(情報公開用ほか)
  - ・ 参考資料 合併先進地の事務事業調査資料、コンサル提示の  
標準例等

8 調査結果の取り扱い

本調査結果は、開示する。

9 参 考

[法定協議会での作業]

- (1) 事務事業現況調書（3次調査）及び合併協定細目案策定
- (2) 一元化方針に基づく例規・事務処理マニュアル作成

### (3) 電算・情報システム現況調査事業実施要領（案）について

#### 1 名称 電算・情報システム現況調査

#### 2 目的

事務事業一元化業務に関連し、関係市町村で運用中又は開発中の電算・情報システムの現況を把握し、その結果を、法定協議会でのシステム統合に係る協議の参考として活用する。

#### 3 調査内容

運用中又は開発中の全システムについて、次の項目を調査し、比較検討のための資料を作成する。

- (1) 導入（開発）・更新履歴
- (2) 開発及び運用コスト
- (3) 事務主管課
- (4) 業務処理フロー
- (5) ハードウェアに関する項目
- (6) ソフトウェアに関する項目
- (7) ネットワークに関する項目
- (8) 他システムとの相関関係
- (9) その他当該システムに関する特記項目

#### 4 実施主体 （仮称）川西薩地区任意合併協議会電算情報専門部会

#### 5 調査対象 関係市町村並びに関係市町村が業務委託等する県町村会及び業者

#### 6 調査方法

電算担当専門部会において、必要な調査項目の検討を行い、関係市町村の電算担当主管課を通じて調査を行う。

#### 7 スケジュール

時期	内容
10月中旬	調査項目決定
10月下旬	調査依頼
12月	資料作成

#### 8 調査結果の取扱い

システムのセキュリティ上又は個人情報保護上不開示とすべき項目を除き、開示する。

#### (4) 新市将来構想住民アンケート調査実施要領(案)について

1 名称 新市将来構想住民アンケート調査

#### 2 目的

新市将来構想の策定にあたり、現在や合併後の新しいまちづくりに対しての住民の意向を把握し、その結果を構想策定の参考として活用する。

#### 3. 調査内容

##### (1) まちづくり調査

調査対象者が日頃、住みやすさや魅力に感じていること(生活環境の評価・満足度)や新市のめざすべき将来像と優先施策等についての考え方を把握する。

##### (2) コミュニティ調査

小学校区あるいは地区単位での地域活動の現状と望まれている行政の役割等を把握する。

4. 実施主体 (仮称)川西薩地区任意合併協議会

#### 5. 調査対象者

##### (1) まちづくり調査

関係市町村から抽出した5400世帯(全世帯の1割程度)を対象とする。ただし、市町村別調査数については、世帯割に基づき按分する。

##### (2) コミュニティ調査

小学校区あるいは地区単位(鹿島村は区)の自治団体代表者(76名)

#### 6. 調査方法

各市町村別に無作為抽出を行い、関係市町村を通じて調査票を配布する。回収は、郵送によるものとする。

#### 7. スケジュール

時期	内容
10月下旬	発送
11月	回収・分析
12月	報告

#### 8. 集計方法

集計及び分析を、協議会事務局で行う。

#### 9. 調査結果の取扱い

本調査結果は公表する。

## (5) 新市まちづくり計画策定準備調査実施要領(案)について

1 名称 新市まちづくり計画策定準備調査

### 2 目的

法定合併協議会における将来構想策定の基礎資料に資するため、関係市町村のまちづくりの現状や政策に関する基礎的データの収集・整理、分析を行う。

### 3 調査内容

関係市町村及び県に関連し、下記資料の収集・整理、分析を行う。

- (1) 総合計画・振興計画等のまちづくりの基本構想及び基本計画
- (2) 関連個別計画(例:老人福祉計画や国土利用計画)
- (3) 公共施設に関するデータ(利活用・整備計画の状況)
- (4) その他、歴史資料、人口や産業実態等の主要指標

4 実施主体 (仮称)川西薩地区任意合併協議会

### 5 調査対象者

関係市町村及び鹿児島県

### 6 調査方法

関係市町村窓口課室及び県川内総務事務所等を通じて調査を行う。

### 7 スケジュール

時期	内容
10月下旬	調査依頼
11月	資料整理
12月	報告

### 8 調査結果の取扱い

本調査結果は公表する。

(6) 広報広聴事業について

市町村合併に関する情報を住民に提供し、市町村合併についての判断材料としていただくため以下の事業を実施する。

項 目	内 容
協議会だより	<p>目 的 協議会独自の広報誌を発行し、市町村合併に関する情報を住民に提供する。</p> <p>配布体制 任意合併協議会構成市町村の全戸配布</p> <p>印刷部数 60,000部/回</p> <p>発 行 3回(10月、11月、12月予定)</p> <p>体 裁 A4版4ページ 2色刷り</p>
ホームページ	<p>目 的 合併協議会の情報を積極的に送信することで、住民との双方向の関係を築く。</p> <p>規 模 40ページ程度</p> <p>内 容 経過、合併スケジュール、協議会開催状況 議事録、協議会だより、掲示板、御意見・お問合せ 合併Q&amp;Aほか</p> <p>更 新 2回(11月、12月予定)</p>
合併講演会	<p>目 的 住民が、市町村合併についての現状や課題を確認するとともに、市町村合併の在り方について認識を深めるため。</p> <p>日 時 平成14年11月中旬予定</p> <p>会 場 調整中</p> <p>内 容 会長あいさつ、経過説明、講演、質疑応答</p>



(7) 合併スケジュールについて

※ 巻末に添付

## 提案第1号

任意合併協議会において、以下の事項について、申し合わせる。

- 1 合併の方式について
- 2 合併の目標期日について
- 3 新市の名称の決定方法について
- 4 新市の事務所の位置について

平成14年10月7日提出

川西薩地区任意合併協議会 会長

提案第2号

合併の方式について

合併の方式については「合併」を基本に協議を進めることとする。

平成14年10月7日提出

川西薩地区任意合併協議会 会長

(参考) 合併の方式について

項目		新設合併	編入合併
定義		2以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		合併前の市町村の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま継続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。
合併市町村の名称		新たに制定する。	編入する市町村の名称とすることが多いが新たに制定することができる。
事務所の位置		新たに制定する。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併後50日以内に合併市町村の法定数(34名)による設置選挙を行う。 <b>156名⇒34名</b>	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される(消滅する)市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかによることができる。 ① 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍:68名まで)とする。 ② 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間内在任する。(156名が2年以内)	次のいずれかによることができる。 ① 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分) ② 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の在任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される(消滅する)市町村の委員は全て失職する。
	特例	合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、1年以内の間在任できる。	編入される(消滅する)市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員の身分		新しい市町村に身分は引き継がれる。	編入する市町村の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の職員は、編入する市町村に身分は引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

(注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。

(注2) 農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

(参考) 合併先進地の状況

○ 新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併年月日
いわき市	平市、常磐市、磐城市、内郷市、勿来市、石城郡四倉町・遠野町・小川町・好間村・三和村・田人村・川前村、双葉郡久之浜町・大久村	昭和 41 年 10 月 1 日
つくば市	桜村、谷田部町、豊里町、大穂町	昭和 62 年 11 月 30 日
北上市	北上市、和賀町、江釣子村	平成 3 年 4 月 1 日
ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	平成 6 年 11 月 1 日
あきる野市	秋川市、五日市町	平成 7 年 9 月 1 日
篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	平成 11 年 4 月 1 日
西東京市	田無市、保谷市	平成 13 年 1 月 21 日
さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	平成 13 年 5 月 1 日
さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	平成 14 年 4 月 1 日
久米島町	仲里村、具志川村	〃

○ 編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併年月日
藤橋村(岐阜県)	藤橋村、徳山村	昭和 62 年 4 月 1 日
仙台市	仙台市、宮城町	昭和 62 年 11 月 1 日
つくば市	つくば市、筑波町	昭和 63 年 1 月 31 日
仙台市	仙台市、泉市	昭和 63 年 3 月 1 日
仙台市	仙台市、秋保町	昭和 63 年 3 月 1 日
熊本市	熊本市、北部町	平成 3 年 2 月 1 日
熊本市	熊本市、河内町	平成 3 年 2 月 1 日
熊本市	熊本市、飽田町	平成 3 年 2 月 1 日
熊本市	熊本市、天明町	平成 3 年 2 月 1 日
浜松市	浜松市、可美村	平成 3 年 5 月 1 日
水戸市	水戸市、常澄村	平成 4 年 3 月 3 日
盛岡市	盛岡市、都南村	平成 4 年 4 月 1 日
飯田市	飯田市、上郷町	平成 5 年 7 月 1 日
鹿嶋市	鹿島町、大野村	平成 7 年 9 月 1 日
新潟市	新潟市、黒埼町	平成 13 年 1 月 1 日
潮来市	潮来町、牛堀町	平成 13 年 4 月 1 日
大船渡市	大船渡市、三陸町	平成 13 年 11 月 15 日

提案第 3 号

合併の目標期日について

合併の目標期日は、平成 1 6 年 1 0 月とする。

平成 1 4 年 1 0 月 7 日提出

川西薩地区任意合併協議会 会長

(参考) 合併の期日について

1. 市町村が合併するためには、最終的に合併の効力が発生する自治大臣の告示がなされるまでには、住民の合意形成、合併協議会でのさまざまな協議事項の決定、あるいは関係市町村の議会や県議会の議決、自治大臣による官報告示までの手続などにかかなりの期間が必要であり、相当の日数（最低22カ月）を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
2. 市民サービスや決算時期、予算編成時期ほか各種事務執行などにできる限り支障の少ない時期を想定して定めることが望ましいと思われる。
3. 合併の期日については、法律上の規定はなく、先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。
4. 合併特例法の支援措置を受ける形での合併をするためには、平成17年3月31日までに合併する必要がある。
5. 以上のようなことを考慮すると本地区の場合、平成16年10月の合併が適当と思われる。

(参考) 合併までの主な流れ

項目	モデル スケジュール	先進例	
		西東京市	あきる野市
合併準備（法定協議会設置準備）	平成14年10月 ※任意協議会設置	平成10年 2月 ※任意協議会設置	平成4年4月 ※任意協議会設置
↓			
法定協議会設置 一元化協議等	12月	平成11年10月	平成6年10月
↓			
合併協定の調印	平成16年4月	平成12年8月	平成7年5月
↓			
市町村議会の議決	〃	〃	〃
↓			
知事への申請	〃	〃	〃
↓			
県議会の議決	6月	10月	7月
↓			
知事の決定	〃	〃	〃
↓			
総務大臣への届出	〃	〃	〃
↓			
総務大臣の告示	〃	11月	8月
↓			
新市誕生	平成16年10月	平成13年1月	平成7年9月
※ 法定協議会設立準備から合併まで最低22ヶ月必要	任意協議会設置 から24ヶ月間	任意協議会設置 から34ヶ月間	任意協議会設置 から41ヶ月間

## 提案第 4 号

### 新市の名称の決定方法について

新市の名称の決定方法については、法定協議会設立後、早い時期に公募を行い、その結果をもとに協議会委員から選考委員を選出し、協議を進めることとする。

平成 1 4 年 1 0 月 7 日 提出

川西薩地区任意合併協議会 会長



(参考) 新市の名称について

新市名	実質的な審議機関	公募の有無	審議方法	備考
北上市	三市町村合併に関する合同会議 (首長、議長等)	無	法定協議会発足前に、基本的事項のひとつとして、「合併の時期」、「合併の形式」、「事務所の位置」とあわせて協議・決定した。	法定協議会において、住民アンケートの実施についての意見もあったが、知名度等から考慮して北上市に決定された。
ひたちなか市	法定協議会第2小委員会(市長、正副議長、県職員など)	有	公募結果(約5,000件)をもとに協議し、候補名1点(ひたちなか市)を協議会に報告した。	「ひたちなか市」と「勝田市」で意見が分かれた経緯がある。
あきる野市	両首長 (法定協議会)	無	当初、小委員会において協議していたが、調整がつかず、法定協議会の場で協議することとなったが、最終的には両市長が協議し、決定された。	五日市町→「五日市」 秋川市→旧市町名でなく新しい名称とすることをそれぞれ主張した。
篠山市	法定協議会小委員会	無	参考とするためアンケート調査を実施し、小委員会において審議された。	「丹波篠山」の地名は、全国的にも有名なことから、残したい思いが強かった。
西東京市	法定協議会小委員会	有	小委員会において応募作品より5点程度を選定後市民意識調査の最多得票により決定された。	約8800件、3200種類の応募
さいたま市	法定協議会第2小委員会	有	新市名検討委員会を設置し、公募の中から5案を選考後、小委員会で1点(さいたま市)を協議会に報告した。	

## 提案第 5 号

### 新市の事務所の位置について

新市の事務所（本庁）の位置については、（～所在地～）とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条に基づき、関係市町村内に置くことを基本に協議を進めることとする。

平成 14 年 10 月 7 日提出

川西薩地区任意合併協議会 会長

（参考：地方自治法）

- 第 155 条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。
- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

(参考) 現在の庁舎について

市町村名	建設年度	敷地面積 (㎡)	述べ床面積 (㎡)	備考
川内市	昭和51年	7,276	9,053	本庁舎、別館(平成6年増設) 鉄筋コンクリート6階建て(一部4階建て)
串木野市	昭和47年	8,993	5,619	鉄筋コンクリート3階建て(一部4階建て)
樋脇町	昭和33年	1,704	1,996	議会棟(S56,295㎡2階建て) 別館(平成3年400㎡3階建て)
入来町	昭和39年	1,294	1,645	鉄筋コンクリート2階建て
東郷町	昭和44年	4,680	1,846	本館 鉄筋コンクリート2階建 996㎡ 附属棟 鉄筋コンクリート平屋建 128㎡ 別館 鉄骨造2階建 722㎡(平成6年増設)
祁答院町	昭和35年	6,089	2,047	鉄筋コンクリート2階建(昭和57年改築)
里村	昭和38年	3,460	853	平成5年増改築 鉄筋コンクリート2階建て
上甑村	昭和42年	7,557	1,438	RC2階建て(一部4階)
下甑村	昭和41年	1,841	1,753	本庁舎、鉄筋コンクリート2階建て(一部3階建て)
鹿島村	平成11年	4,359	2,323	鉄筋コンクリート3階建

※出典 各市町村提出データ

※平成14年4月1日現在

(参考) 先進例

都市名	経過
<p><b>北上市</b> 平成3年4月1日 新設合併 (北上市・和賀町・江釣子村)</p>	<p>学識経験者9名で構成する小委員会を設置。事務所の位置は旧北上市役所。和賀町、江釣子村役場は支所とし、一部事務組合を除き当面は現状の組織。新庁舎は用地取得後、平成6年度から江釣子地区内に建設することで合併協定した。支所方式については、5年後分庁方式に移行した。庁舎の新築については財源の関係もあり行っていない。</p>
<p><b>あきる野市</b> 平成7年9月1日 新設合併 (秋川市・五日市町)</p>	<p>6名からなる小委員会を設置。分庁方式。新庁舎は、平成12年度旧秋川市役所の位置に完成したが、あきる野市長は「市の地理的中心は五日市寄りだろうが、人口増の状況等を考えると今の位置がいい。もし庁舎を旧五日市に持ってきたら東にもう一つ役所を造らなければならなくなる」との理由。</p>
<p><b>篠山市</b> 平成11年4月1日 新設合併 (篠山町・西紀町・丹南町・今田町)</p>	<p>任意協議会の早い時点で、「新庁舎の位置は、篠山町役場とする」旨決定したので、その後の協議も円滑に行われた。篠山町を除く他の3町役場を支所とし、従来の支所と合わせて5支所に。各支所には地域振興、住民、福祉、業務管理、収納の5担当を設置。それぞれの支所には、本庁が直轄する現地事務所（農林、建設及び企業関係）を設置していたが、住民から仕事量に比して人数が多すぎるとの意見がでたことから、現地事務所を統合し、支所は窓口業務に限定した。支所の職員は西紀町74人が9人に、丹南町169人が21人に、今田町66人が9人に減少している。</p>
<p><b>西東京市</b> 平成13年1月21日 新設合併 (田無市・保谷市)</p>	<p>当面、新市庁舎の建設は行わず、事務所の位置を旧田無市役所とし、これを「田無庁舎」、旧保谷市役所を「保谷庁舎」と呼称するとともに、都市整備部・教育委員会等は保谷庁舎に配置した。</p>
<p><b>ひたちなか市</b> 平成6年11月1日 新設合併 (勝田市、那珂湊市)</p>	<p>事務所の位置は旧勝田市役所。分庁方式。那珂湊庁舎は支所に。本庁に企画管理部門及び支所が所管する区域（旧那珂湊市）以外の区域に関する事務を所掌。新庁舎の建設予定なし。合併により職員数は、合併時勝田市、那珂湊市の総数1,296名が平成13年度1,196名に100名減少した。那珂湊支所については、合併時242名いた職員は平成13年度23名（参事2名、総務課5名、税務課5名、市民課11名）となった。</p>

任意協議会の開催日程（案）

会議名	日 程	会 場	出席者
第 1 回 協 議 会	1 0 月 7 日（月） 午後 1 時 3 0 分～	川内市 （太陽パレス）	① 委員・・・ 首長、助役、議長、その 他議員、県顧問 関係職員・・・ 各専門部会長、各合併担 当部課長ほか
第 1 回 幹 事 会	1 0 月 2 3 日（水） 午後 1 時 3 0 分～	川内市 （市民会館第 1 会議室）	② 幹事・・・ 助役、各専門部会長、各 合併担当部課長 県オブザーバー
第 2 回 協 議 会	1 1 月 8 日（金） 午後 1 時 3 0 分～	串木野市 （シキトガテのさ）	上記①と同じ
第 2 回 幹 事 会	1 1 月 1 1 日（月） 午後 1 時 3 0 分～	串木野市 （老人福祉センター）	上記②と同じ
第 3 回 協 議 会	1 1 月 1 8 日（月） 午後 1 時 3 0 分～	川内市 （おおとり荘）	上記①と同じ
”（予備）	1 1 月 2 2 日（金） 午後 1 時 3 0 分～	川内市 （おおとり荘）	上記①と同じ
第 3 回 幹 事 会	1 2 月 1 9 日（木） 午後 1 時 3 0 分～	川内市 （市庁舎 6 F 大会議室）	上記②と同じ
第 4 回 協 議 会	1 2 月 2 5 日（水） 午後 1 時 3 0 分～	川内市 （太陽パレス）	上記①と同じ